

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和11年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 2 9 2 号
令 和 6 年 5 月 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）

県内における犯罪情勢は、刑法犯認知件数は減少傾向であったが、昨年は2,403件と前年比532件増加し、依然として殺人事件等の凶悪事件が発生しているほか、子供や女性、高齢者が被害となる事案が後を絶たない。特に特殊詐欺の認知件数は5年連続で増加しており、犯行手口はますます悪質巧妙化するなど、県民の治安に対する不安はいまだに解消されていない状況にある。

効果的な犯罪防止に向けた取組については、「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達）」（平成31年4月25日付け秋本生企第281号。以下「旧通達」という。）に基づき推進中であるが、犯罪を防止するためには、犯罪の取締り、街頭での警戒活動等の警察が主体となった取組と地域住民等による自主防犯パトロール、自治体による安全・安心まちづくりの推進等、関係機関・団体等が主体となった取組を継続し、有機的に組み合わせる必要がある。

各所属においては、下記事項に留意の上、各地域における犯罪情勢を的確に分析し、その実情等に応じて、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 的確な犯罪情勢分析

効果的な犯罪防止に向けた取組を行うには、各地域の犯罪情勢を的確に分析し、犯罪発生背景にある課題を絞り込んだ上で、その課題に応じた施策を行うことが不可欠である。

犯罪情勢分析により判明した課題を解決するため、警察活動の強化、地域住民等に対する防犯情報の提供、関係機関・団体等との協働による自主防犯活動の促進及び安全・安心まちづくりを推進するとともに、より効果的な犯罪防止に向けた取組を検討すること。

2 犯罪の起きにくい社会の実現

犯罪の起きにくい社会の実現を推進するためには、自治体を始めとする関係機関、地区防犯協会、自治会等の地縁団体、地域住民、事業者等と警察との重層的なネットワークを形成し、各地域、各分野等において防犯意識等を根付かせることにより、官民を問わず地域ぐるみできめ細やかな防犯対策や関係機関・団体等による主体的な防犯に関する

る取組（以下「自主防犯活動」という。）を促進するとともに、安全・安心まちづくりへの取組を活性化することが重要である。

各所属においては、このような犯罪の起きにくい社会を実現するための強固な基盤を作るため、関係機関・団体等との幅広い信頼関係の構築、重層的なネットワークの整備・活性化等を図り、自主防犯活動の促進、安全・安心まちづくりの推進等の中長期的視野を持った広範な施策を持続的に講じていくこと。

3 自主防犯活動の促進

各所属においては、自主防犯活動を促進するため、これまでも関係機関・団体等と協働した各種取組を行っているところであるが、より効果的な促進を図るため、地域における自主防犯活動の実態を把握した上で、次に掲げる取組を重点的に推進すること。

なお、取組を行う上での視点として、地域住民や事業者自らがその地域の安全を守るといった自主的な防犯活動の取組が活性化し、浸透していくよう、地域住民等の意識と理解を深めていくこと。

(1) 持続可能な自主防犯活動に対する支援

かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄になり、各地域の自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化や次世代への承継が困難な状況を踏まえ、自主防犯活動が持続可能なものとなるよう、防犯ボランティア団体が抱える個々の課題の解決に向けた支援や活動に資する環境づくりに対する支援を行うこと。

特に、財政的な支援にあっては、自治体と緊密に連携した関連予算の確保に努め、自主防犯活動に参加する人材の確保にあっては、人口構造や県民意識の変化を踏まえ、事業者等に対する社会貢献の働き掛け、日常生活を通じた負担の少ない活動の提案など多様な層や多様な活動への働き掛けに努めること。

(2) 地域住民等に対する防犯情報の提供

地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の積極的な防犯行動を促進するため、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供すること。

なお、防犯情報の提供に当たっては、提供する情報の内容や受け手の特性等に鑑み、多様な媒体を有効に用いるなどして確実に受け手に必要な情報が届くよう努めること。

(3) 事業者等への防犯対策に関する助言・指導

銀行、コンビニエンスストア、商業施設等の犯罪被害の対象となりやすい事業所や学校等の公共施設の管理者等に対し、犯罪発生状況の提供、防犯訓練の実施、センサーやICタグ等の防犯機器の普及等に努めるなど、事業所等の防犯対策について助言・指導を行うこと。

(4) 女性・子供及び高齢者を守るための施策

子供の生命又は身体を害する犯罪、女性に対する性的な犯罪及び高齢者層を対象とした犯罪は、被害者等の心身や財産への影響はもちろんのこと、県民に対して治安について著しい不安を与えることに鑑み、この種の犯罪の未然防止を図るために、関係機関・団体等と当該地域の犯罪発生状況に関する情報や治安上の課題を共有し、課題の解決に向けた対策を講ずること。

4 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の防止を図るには、街の構造そのものや設備等について、物理的に犯罪に強い環境を作るといった環境設計活動が不可欠である。

しかしながら、街の環境設計を行うためには、各種社会インフラの整備や施設管理者による建物や施設の構造変更を必要とすることから、「安全・安心まちづくり推進要綱の一部改正について（例規）」（令和2年9月1日付け秋本生企第542号）に基づき、自治体を始めとする地域社会全体の取組として推進していくこと。

5 その他

(1) 自治体との協働

自治体と協働する場合には、防犯に関する事務が、地方自治法（昭和22年法律第67号）や条例により、自治体の行政事務と認識されていることを踏まえた上で、自治体が主体的かつ継続的に取組を行うよう働き掛け、地域の犯罪情勢における防犯上の課題等を踏まえた所要の情報提供、支援等を行うよう努めること。

(2) 関係部門との連携

犯罪防止に向けた取組に係る施策を行うに当たっては、働き掛ける対象が重複する他部門の啓発等と共同した取組の推進、新たな対策を必要とする犯罪手口の実態について捜査部門と情報共有するなど、関係部門と連携した取組に留意すること。

(3) 積極的な表彰・賞揚

犯罪防止に向けた取組に係る効果的な施策については、積極的な表彰・賞揚の措置を講ずること。